

令和5年5月11日

保護者 様

山村学園高等学校長
平野 正美

新型コロナウイルスの5類移行後の対応について

これまで、新型コロナウイルス感染症対策にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
さて、5月8日より新型コロナウイルスは感染症法上の分類が5類に移行されたことに伴い、新型コロナウイルス感染における対応を5月15日(月)より下記のとおりとします。

記

1 感染予防対策について

(1) 健康観察の継続

引き続きご家庭では健康観察の上、生徒が発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には自宅で休養させ、無理して登校することのないようにお願いします。

(2) リーバーへの登録

検温の報告義務はなくなりましたので、リーバーへの登録は任意とします。ご家庭での健康観察記録等にご活用ください。

(3) 感染予防について

手洗い、咳エチケット、換気等の基本的な感染予防は引き続き行います。消毒液も引き続き設置しますが、使用については任意とします。

(4) マスクの着用について

マスク着用については、個人の判断に委ねます。

なお、登下校時に混雑した公共交通機関を利用する際や、郊外活動において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合、また、風邪症状や体調不良の時にはマスクの着用を推奨します。

また、マスク着用が必要となる場合に備え、マスクは携帯してください。

2 出席停止の取扱いについて

(1) 新型コロナウイルスに感染した場合は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を出席停止とします。「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることです。

(2) 発熱や咽頭痛、咳等の普段とは異なる症状がみられ、医師により登校を控えるように指示された場合も出席停止とします。

(3) 出席停止解除後、発症から10日を経過するまではマスクの着用を推奨します。

(4) 濃厚接触者の特定がなくなったため、同居家族が陽性となっても生徒自身が感染していない場合には登校は可能となります。この場合の感染予防については、ご協力をお願いします。

3 その他「欠席」の扱いとしない場合

(1) 学級あるいは学校内に陽性者が確認された場合等において、医療的ケアを必要とする生徒及び基礎疾患等があり重症化するリスクが高い生徒については、主治医の見解を保護者に確認の上登校すべきでないかと校長が判断した場合は「欠席」とはいたしません。

(2) (1)と同様の条件において、保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった場合、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など合理的な理由があると校長が判断した場合は「欠席」とはいたしません。

4 その他

(1) 新型コロナワクチンの接種は、本人の意思や保護者の同意に基づき受けてください。

(2) オンライン授業については、学級閉鎖や休校となった場合に実施いたします。

(3) 今後、感染が拡大する恐れがある場合には、適宜感染対策を実施することがあることをご理解ください。